

第1回
環境社会配慮ガイドライン改定
に関する諮問委員会

日時 2020年8月4日（火）14:02～16:22

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

石田 康典※	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三※	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史※	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
八木 浩治※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 会長

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

安藤 直樹	企画部 部長
折田 朋美	企画部 参事役
岡田 篤	企画部 総合企画課
比嘉 勇也	環境社会配慮異議申立事務局
大竹 智治	審査部 部長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

傍聴者

波多江 秀枝	国際環境 NGO FoE Japan
--------	--------------------

午後2時02分開会

○折田 では、お時間になりましたので、第1回JICA環境社会配慮ガイドラインおよび異議申立手続要綱の改定に関する諮問委員会を開催させていただきます。

本日は、ご参加いただきましてありがとうございます。

一部の委員が少し遅れてご参加ということですが、進めさせていただきたいと思います。

JICA企画部折田のほうで、座長が決定するところまでは司会を務めますので、よろしくお願いいたします。

開始前に、会議ルールについては別途紙でも事前にご送付していますが、ご発言に際してはお名前をいただくと幸いです。

それから、オンライン対応の関係で会場にお越しいただいた委員もおいでですが、1時間に1回程度休憩をして換気を行って、コロナ対策をしていきたいと思います。

長丁場になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず最初に、企画部の安藤部長のほうからご挨拶をさせていただきます。

○安藤 JICA企画部長の安藤でございます。座ってご挨拶させていただきます。

このたびは、環境社会配慮ガイドラインおよび異議申立手続要綱の改定に関する諮問委員会の委員を受けていただきまして、皆様本当にありがとうございます。

ご存じのとおりでございますけれども、環境社会配慮ガイドラインおよび異議申立手続要綱につきましては、2010年4月にこのような同様の形でいろいろ関係者の皆様と議論しながら定めさせていただいて運用してきたということでございます。

10年を経て、様々な変化を踏まえて見直すということであらかじめ決めておりましたので、今回そういう機会を設けさせていただいたということでございます。この10年を振り返りますと、開発協力大綱の制定、それからSDGs、それからこれも大変大きいですが、世銀のセーフガードポリシーの改正という、そういういくつかの大きな出来事もございましたし、今回のCOVID-19にかかわらず、やはり開発を巡る課題というものがかなり変化をしてきていると考えておりますので、そういうものをしっかり踏まえて見直しを行うということが大変重要だというふうに思っております。

今回、そういうようなことを受けて、あらかじめ2年間かけてレビュー調査というのを実施してきました、今回の委員の中にも何人か入っていただいておりますけれども、助言委員の皆様のおかげで包括的な、いろいろ検討を行っていただいて、論点が整理されております。

論点についてはまた次回以降でいろいろそれを下敷きに議論していただくと思いますけれども、まさにそういう整理されたものを下敷きに建設的なご議論をいただくと大変ありがたいなというふうに思っているところでございます。

これから議論をしていきますので、スケジュールというものは完全に決め切っておりませんが、1年を目安にしっかり議論を尽くして改定をしていくということが重要だと思っておりますので、相手国政府、それから何よりも相手国の国民、そして実務的にきちんと運用できるガイドラインをつくるということが大変重要だと思っておりますので、皆さまの忌憚のないご議論を1年間かけてやっていければと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、ご挨拶とさせていただきます。

○折田 では、引き続きまして、本日の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

お手元の資料、本日の議題の1、委員の紹介というところでございますが、今次諮問委員会につきましては、広くステークホルダーからご意見を募るために16名の有識者の方々に委員をお受けいただいております。学識者から4名、NGOから4名、業界団体から4名、それから各省から4名という形でお願いしてございますが、諮問委員会の委員名簿のほうは、各業界団体さんどちらからというのがご覧いただくだけではわかりいただけませんので、念のため申し添えます。海外コンサルタンツ協会ECFAさん、海外建設協会OCAJIさん、日本経済団体連合会、経団連さん、日本貿易会さん、それぞれのご推薦から1名ずつお越しいただいているところでございます。

では、お一人2分程度ずつ、自己紹介とともにご発言いただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

この名簿に沿って、1番目の石田委員からお願いいたします。

○石田委員 ただいまご紹介いただきました経済産業省の資金協力室の石田と申します。皆様にお声は届いておりますものでしょうか。

今回、環境社会配慮ガイドライン改定ということで関わらせていただけるということで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最近では、環境に配慮した開発というのは非常に重要になっているとっておりますので、経済産業省出身ではございますけれども、その点にも配慮して発言、あるいは運営に協力させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○折田 ありがとうございます。

織田委員、お願いいたします。

○織田委員 こんにちは。初めまして、織田由紀子と申します。JAWW、日本女性監視機構という、女性団体の副代表をしております。

私は、ジェンダーと開発、環境問題に関心をもっておりまして、環境社会配慮助言委員会の委員でもあります。この間、いろいろガイドラインの議論にも加わって参りましたので、そのことも踏まえまして、また今回この全体の会合に加わらせていただくということで、いろいろ意見を述べさせていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○折田 よろしくをお願いいたします。

木口委員、お願いいたします。

○木口委員 皆様、こんにちは。木口由香と申します。私はメコン川流域、東南アジアの大陸部のほうのフィールドワークなどをやっていました。もともと所属団体の方は、JICAの環境社会配慮ガイドラインで政策提言の活動をしてきております。

私自身はタイの東北部でのダムの問題に関心をもってこの仕事を始めて、助言委員会のほうに前期から参加させていただいております。今日も、どうぞよろしくお願いいたします。

ハレーションしているんですが、会場のほうをミュートにさせていただいたほうがいいのかなと思います。お願いいたします。

○折田 はい、わかりました。ご発言いただいているときに会場のほうをミュートにするようにいたします。ありがとうございます。

では、黒木委員、お願いいたします。ECFAさんからご推薦いただいています。

○黒木委員 私はオリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木といいます。

2001年から、40とか50、環境社会配慮の業務に従事してきておりまして、助言委員会の先生と議論したり、JICAの皆様と議論をしたり、また現場でいろいろなステークホルダーの方と協議する中で業務に携わってきました。また、コンサルタントという実施する側から議論を重ねて、今回、この諮問委員会に参加できることを大変嬉しく思っております。多面的な議論ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○折田 続きまして近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 皆様、初めまして、財務省国際局開発企画官を務めております近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、現在、緑の気候基金とか、あと地球環境ファシリティといった多数国間の環境基金関係の業務を担当させていただいております。まだ、この世界に関わり始めて、皆様方に比べると非常に日が浅いものでございますが、できるだけ議論に貢献できるように努めて参りたいと思っておりますので、どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○折田 杉田委員、お願いいたします。

○杉田委員 皆様、こんにちは。三菱商事の杉田と申します。初めまして。

私が今、所属しております弊社の地域開発部におきましては、特にJICAさんが実施されます政府開発援助ODAに関わる業務を主体的に行ったり、営業部局に対するサポートを行う役回りしております。

私自身も途上国で、円借款等JICAさんの関わられた事業に携わってきた経験もありますので、産業界に身を置く関係者の一人として、できれば現場感覚を生かしたような発言等々を通じて議論に加わらせていただければいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○折田 杉田委員におかれては、日本貿易会からのご推薦をいただいております。

引き続きまして、杉本委員、お願いいたします。

○杉本委員 環境省国際協力・環境インフラ戦略室長の杉本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

環境省自身で申しますと、環境影響評価法、環境アセス制度を担当してございまして、国内での環境影響評価、ここについて見てございますので、そういった知見というところと、私自身は国際協力を担当してございまして、今、二国間クレジット制度、JCM制度ほか、プロジェクトを進めている中で、やはりこういう環境影響評価、もしくは社会配慮、こういったところについて重々、重要であるなというふうに指摘してございます。

また、前々職で申しますと、アジア開発銀行に出向していたときにも一部アセス担当、セーフガードを少し担当していたところもございまして、そういう意味で国際協力、もしくは個別のプロジェクトの中で、環境影響について少し知見もございまして、この中でもご提供させていただければというふうに思っています。

昨今で申しますと、経協インフラの会議の中で、新しく新戦略の骨子という議論がございましたが、その中でも質の高いインフラという意味でも、やはり環境面での質の高いインフラ、こういっ

たもの、現場との、現地とのコンサルテーションというところがだいぶハイライトされているなどというふうに私どもも認識してございますので、今回こういった時宜を得た議論の中に参加できることを大変光栄に考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○折田 ありがとうございます。

続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育推進会議、ESD-Jの鈴木と申します。

ESD-Jには2007年から参加して、主に国際関係を担当しておりました。もともとは環境省、当時入ったときは環境庁ですが、役人をしておりました。EIAとか国際協力とかの関係については、もともと国内的には環境影響評価法案の作成に5年ほど携わっておりまして、国内の制度の確立というものに尽力をした経緯があります。

国際的には、1985年から88年にかけて、国連アジア太平洋経済社会委員会で開発計画への環境配慮プロジェクトというのを担当しまして、アジアにおける、特にEIAを中心とした制度の確立というものに努めて、EIAの技術ガイドライン等を各国向けのものとして作成したりしております。

その後、1992年から95年にかけて、世界銀行のアジア技術部で世銀投資プロジェクトの環境影響評価を審査し環境許可を出す業務を担当をしておりました。

98年から2000年にかけては、環境省に戻って、大気関係の審査官として、国内プロジェクトの環境影響評価の大気関係の審査を担当しておりました。

直近で言いますと、この3月まで過去4年間、日本貿易保険の異議申立の担当というのをやっておりまして、EIAについて異議申立の話が出てきたときに、それをどう処理するかということをやっていました。幸いにして、日本貿易保険については異議申立自体は1件もなかったということですが、各国際機関の異議申立手続に関する人たちと議論をしていく中で、最近はいかにして異議申立を処理するかではなくて、いかにして異議申立が生じないようにするかと、そこが重要だという認識で議論してきました。そういった観点から、何らか貢献できるとありがたいなと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○折田 ありがとうございます。

引き続きまして、田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 環境・持続社会研究センター、JACSESの田辺と申します。

私は、15年以上、日本のJBIC、JICA等の開発事業における環境社会配慮ということで、住民に寄り添う形で、調査や提言活動をこれまでできております。

また、JICAの環境社会配慮助言委員についても数年ぐらい関わってきて、今回のレビューのプロセスについても、この助言委員会でのプロセスについても関わっております。そういった経験を生かして議論をして参りたいと思っております。

よろしく願いします。

○折田 ありがとうございます。

原嶋委員、お願いいたします。

○原嶋委員 原嶋でございます。よろしく願いします。

私は、大学で教員をしております。専門はもともとアジアの環境問題、特に東アジアの環境対策を研究をして、環境問題への取り組みを始めました。現在、特に貿易、投資、経済協力と環境対策の制度、相互関係というのが個人的な関心事で、勉強しております。

併せて、JICAとの関係では、ガイドラインの下で設置されております助言委員会に長らく参加させていただいております。

よろしく申し上げます。

○折田 ありがとうございます。

引き続きまして、日比委員、お願いいたします。

○日比委員 コンサベーション・インターナショナルの日比でございます。よろしくをお願いいたします。

コンサベーション・インターナショナルは、主に途上国において自然保護に取り組むNGOでございます。途上国で自然保護ということは、すなわち開発事業とイコールといってもいいと思います。そういうところで、今の組織でも20年近くやってきておりまして、その中で私も現地コミュニティと共に、現地政府、あるいは多国籍の金融機関、世銀とか先ほどもお話がありましたGCFとかGEFなんかの事業もこれまでやってきました。また、他国の援助機関なんかともいろいろ仕事をしてきております。

それから、このガイドラインで言いますと助言委員会の前身の審査委員会でしたか、その頃から関わらせていただいておりますので、その辺の経験も少し貢献させていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

○折田 ありがとうございます。

村山委員、お願いいたします。

○村山委員 村山と申します。よろしくお願いいたします。

専門はリスク管理、あるいは環境計画、環境アセスメントという点を行っております。JICAの関係では2004年にガイドラインが改定されていますが、そのときの改定委員会の委員を務めていました。その後、その関係もあって、今、日比委員からお話があったような環境社会配慮審査会の取りまとめも行うとともに、その後、2010年からできた助言委員会にも関わっているという状況です。

この関係では、国際影響評価学会というのがありますが、そこの理事も今現在、行っているというところ です。

そのほかJETROでも関係のガイドラインができていますが、そこにも委員として加わっております。

よろしくお願いいたします。

○折田 ありがとうございます。

○三宅委員 失礼します。私、海外建設協会の三宅ですが。

○折田 順番が入れ違ってしまうって、申しわけございません。よろしく申し上げます。

○三宅委員 私が飛んだ感じがしましたので。

○折田 大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○三宅委員 よろしくお願いいたします。

私、海外建設協会の三宅と申します。私は、個人的には専門は土木でございまして、旧建設省、国土交通省で、特に水防災や水資源の関係のインフラづくり、それから計画づくり等を担当して参りました。

環境影響評価については、その過程で国内の制度についてはある程度の知識をもっているつもりでございます。今回、私ども、会員企業から代表者を出せばよかったんですけども、なかなかコロナの影響で各社大変苦勞しておるという中で、代表して私がこの意見も集約しようかということとで参加させていただくことになりました。

JICAさんのこの環境社会配慮ガイドラインにつきましては、今まで関わりはなかったのですが、できるだけ議論に貢献できるように頑張っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○折田 ありがとうございます。大変失礼いたしました。

では、引き続きまして、持田委員、お願いいたします。

○持田委員 こんにちは、持田と申します。

私は三井物産のプロジェクト本部という事業本部に所属しております。入社以来、南西アジア、中東、アフリカにおける産業インフラ、それから電力、水、港湾等のインフラ開発に携わって参りました。過去、ODAのプログラムを使わせていただいた経験もあります。

そういった経験を踏まえて、本委員会における議論に微力ながら貢献できればと考えています。よろしく願いいたします。

○折田 ありがとうございます。

持田委員は経団連さんのほうからのご推薦をいただいております。

では、続きまして八木委員、お願いいたします。

○八木委員 外務省の国際協力局事業管理室長をしております八木と申します。よろしく願いします。

国際協力局のほうで、JICAを中心とするODA事業の円滑な実施、あるいは適正な実施というのを個別のプロジェクトというよりは、むしろスキーム横断的に一体的な対応をするという観点でODA事業を見ているの室で仕事をしております。

それぞれ非常に専門性の高い現場の知見をもった、あるいは助言委員会でこれまでも貢献をされてきた皆様と10年ぶりのガイドラインの改定、レビュープロセスを行うということで、非常に貴重な機会に少しでも貢献できればと思いますので、よろしく願いいたします。

○折田 ありがとうございます。

お待たせいたしました、山谷委員、お願いいたします。

○山谷委員 山谷清志と申します。よろしく願いします。

私の専門は評価とアカウンタビリティでございまして、評価、エバリュエーションでございます。その文脈でODA評価、それからJICAの事業評価、それから政策評価、独立行政法人評価、さらには内閣府の男女共同参画会議で12年、専門委員を務めて参りました。

いろんな形で、評価を通じて仕事を見直す、現実を知ると、こういう狙いで研究し、またいろんなところで現場に参加させていただいております。

2002年から2004年までは外務省でODA評価と政策評価、独立行政法人評価の制度の立ち上げを

やりました。非常に勉強になりました。大変いい経験をさせていただいたと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○折田 ありがとうございます。

以上、16名の委員の方から自己紹介いただきました。

なお、本日、村山委員は15時半までとお聞きしてございますので、念のため申し添えます。

では、次の議題のほうに入らせていただきたいと思います。

諮問委員会の運営案についてということですが、こちらに先立ちまして、座長についてJICAの事務局からご提案させていただきたいと思っております。

本諮問委員会につきましては、座長1名を置くという形でその運営要領を考えているところではございます。座長につきましては、助言委員長を2年間務めていただいて、個別案件の助言や包括的検討も総括されてきたご経験をお持ちということで、事務局からは原嶋先生をご提案させていただきたいと考えております。

こちらについて何かご意見はございますでしょうか。

ご異議がなければ、そのような形で、この場で決定したということに理解させていただきたいと思っております。

座長にマイクを渡す前に、もう1点ございますが、座長が急遽ご都合がとか、ご欠席の場合などについては、座長代理という形をお願いしたいと考えているのですが、これまでの当該分野におけるご経験等を鑑みて、村山先生に座長代理をお願いしたいと、こちら事務局のほうからご提案させていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

オンラインの委員の方々も特段のご異論等がなければ。

○折田 ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきたいと思っております。

座長と座長代理、決定いたしましたので、ここでマイクをお渡しさせていただければと思っております。

原嶋座長、よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 改めまして、原嶋でございます。よろしくお願いいたします。コロナ禍でのスタートということで、大変制約が多うございますけれども、ぜひ実りある議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、多分今、傍聴者の方もご参加だというふうに伺っておりますけれども、本来であればもう少しオープンな形で一堂に会してという形が望ましかったんでしょうけれども、別室、どうなんでしょうか、そういう形でのご参加になっておりますけれども、こういう状況ですのでご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、あと、村山委員には代理ということでよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に戻りまして、進めさせていただきたいと思っております。

今、3番目の委員会の運営ということ、座長の決定の手続を終えたということで、続きまして、諮問委員会の運営要領についてのご説明、事務局からよろしくお願いいたします。

○折田 事務局の折田です。

お手元の運営要領をご覧くださいながらお聞きいただければと思っております。

まず、1点目、目的のほうですが、2010年に策定されたJICA環境社会配慮ガイドラインおよび異議申立要綱の改定検討にあたり、その必要な助言を行うことを目的とするということで、この場は助言をいただくことを目的としております。

2ポツのところですがけれども、活動内容につきましては、(1)ではそれらに対する改定すべき項目の検討をいただき、(2)改定案に係る検討をいただき、(3)について、こちらは多少幅を持たせて記載がございますけれども、そのほか理事長が諮問する事項がある場合には、ご検討いただくことになってございます。

こちらの目的と活動内容をご覧いただいておりますとおり、ガイドラインと異議申立要綱に係る議論の場でございますので、政策方針だとか、それから個別の案件に係る問題解決等を目的とする場ではないということをご理解いただきながら、座長による適宜ご判断、会議運営がなされることと理解してございます。

それから、3点目の構成につきましては、(1)のところは冒頭申し上げました各界のステークホルダーからご参加いただきでございます。最後に、この各委員はその所属組織を代表するものではないというような形で付言してございます。

それから、2点目のほうですがけれども、今、座長とそれから座長代理について決定させていただきましたが、座長についてはその会議を主催して、議事を整理するという形をお願いいたします。そして、議事進行は事務局が補佐をするという形になってございます。

続きまして、4ポツの運営のところですが、冒頭、安藤部長のほうからも申し上げましたとおり、月次に1回程度ということで、具体的な日程につきましては委員会において随時決定、当面の日程につきましては後ほどお諮りいたします。

それから、次のポツですが、議題につきましても事前に事務局のほうからご提案させていただきます。委員からコメントを得て、座長が決定するという形をお願いできればと考えてございます。

5ポツのところの議事録および情報公開のところですが、委員会については公開すると。公開し、傍聴者については事前登録の上、参加を認める。委員の発言を優先するけれども、その座長のご判断で傍聴者の発言も認めるということで、傍聴者が発言できる建てつけを考えてございます。

次のポツで、委員会の会合は原則として公開で行う。その議事録および配付資料も原則としては公開だが、座長が認める場合はその一部を非公開にすることができる。こちらの議事録および配付資料についても同様に座長が公開が不相当と認める場合を除いては、JICAのウェブサイトで公開するという形になってございます。

今ご提案、ご確認ですがけれども、その議事録につきましては、その業務の負担と、それから皆様のご確認のお手間等を考えて、逐語で作成して公開というような方向でいかがかと考えており、こちらについてもご検討いただければと思います。

最後に、事務局は、委員会の事務と庶務はJICAのほうで行う。

以上が、運営要領となります。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、今、ご説明がありました運営要領につきまして、ご質問、コメントがございましたらご発言をお願いしたいと思いますが、まずオンライン、Teamsでご参加の委員の皆様を先行させていただいて、Teamsでご参加の委員の皆様の中でもしご発言、ご質問がございましたら、お声をい

ただか、挙手をいただくか、チャットでいただくか、サインを送ってください。特になければですけれども、もしあれば。

村山委員、挙手をいただいておりますけれども、村山委員、聞こえますか。

ご発言、お願いします。

○村山委員 今、ご説明があった議事録と情報公開の点なのですが、議事録についてはご発言の方のお名前を明記をしたうえで、逐語で行うということですね。その点について運営要領に書かれていないのは、何か理由があるのでしょうか。書いておいたほうが良いような気がしますけれども。

○折田 書いてないことに特段の理由はございませんので、こちらの場でお諮りして、そのような方向性であるならば記載、追記することは可能でございます。

○原嶋座長 村山委員、いかがでしょうか。

○村山委員 書いておいたほうが間違いがないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○折田 はい、かしこまりました。

○原嶋座長 逐語で氏名を記載するという趣旨について、要領に加えるという点ですね。

ほかにTeamsでご参加の委員の皆様、ご発言ありましたら、挙手かチャットかお声か、どれかのサインをお願いします。

○三宅委員 海外建設協会の三宅でございます。

運営要領について、特に意見はございません。よろしくをお願いします。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。

○山谷委員 同志社大学の山谷でございますが、私も特段意見はございませんので、よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 よろしいでしょうか。もしなければ、一旦会議室にご参加の委員に戻します。会議室にご参加の委員の皆様の中で、今のご説明についてご質問やコメントがございましたら、ご発言をお願いします。

それでは、今、村山委員から1点、逐語議事録の扱いについて、氏名を明記するというのを要領に加えるということで、文案については事務局に一旦一任をしたいと思っておりますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。もし差し支えがありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますけれども、Teamsでご参加の皆様、いかがでございましょうか。特になければ、そのまま結構ですけれども、よろしいでしょうか。

あと会議室でご参加の皆様、何かご指摘がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今の点につきまして一部修正ということで、それについては事務局でまた案を練っていただいて、ご提示いただくということでお願いします。

続きまして、諮問委員会の今後の議題案について、事務局からご説明をいただきます。よろしくをお願いします。

○折田 引き続きまして、今後の議題案についてご説明申し上げます。

資料に少し省略させていただいた部分も補いながらご説明申し上げますが、これまでお話に出て

ございますとおり、本件の改定については、助言委員会において、そのレビュー調査による論点の洗い出しを、2008年2月から2020年1月まで2年間かけて実施してございます。

こちらのレビュー調査につきましては、パブコメ後に報告書の公開がなされています。こちらを第1段階としまして、第2段階は今年の1月、2020年1月から2020年5月まで、8つに分けた論点ごとに助言委員の先生方にワーキンググループを構成していただきまして、包括的な検討というものを行って参りました。

今次行われる諮問委員会につきましては、これらを受けまして、こちらにお示ししている議題で進めていくという案をご提示したいと思っております。

1番目の事業説明、ガイドラインの説明につきましては、本日をもって実施したいと考えております。

それから、2のところですが、環境社会配慮ガイドラインレビュー調査結果と抽出された論点、包括的検討の結果の説明および議論ということで、今申し上げた第1段階、第2段階のその検討の内容のご説明、そしてそれを踏まえて、その論点の整理について委員からご意見をいただきたいと考えてございます。

これまで助言委員会のほうで実施されてきましたものに追加や条件等々のお考えについてお示しいただくということだと思っておりますが、各委員、もしくはその各委員が所属されているグループ等からの何かお考えとか、まとめてお話しになりたい、もしくはそれを紙でご提出なさりたいという場合には、この2のところを、第2回、第3回あたりで実施することを考えております。それが終了するころまでに、そのお考えをまとめていただくなりしていただければというようなことでございます。

それから、3ですが、包括検討の助言を踏まえたガイドラインの改定に係る方針案、そのご説明とその議論、さらにはそのガイドライン改定案自体の説明および議論というものを議題案として考えてございます。

委員の先生方にはその改定に係る方針についてと改定案についてということをご議論いただくので、ここが恐らく一番長くなるのではないかと考えてございまして、例えば5回程度を想定してございます。

次に、4のところ、異議申立要綱というのが記載がありますが、こちらについては、見直しの手順から諮問委員の先生にお諮りすることになりますので、そういう意味ですとちょっと順番が入れ子になって、もう少し早い段階でその見直しの手順について委員にお諮りさせていただいて、それから課題や論点、それから改定案自体についてご議論いただくことになると思っております。

この4と5の間になると思われまじけれども、パブリックコメントの取りつけ等を経まして、最終的にそのパブリックコメントを反映させた形でガイドラインとそれから異議申立要綱の最終案のご説明、それについてご議論いただいて固めていくということを考えております。

以上でございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、今、諮問委員会の今後の議題案ということで、事務局からご説明がありました。この点につきまして、ご質問、コメントがありましたら頂戴したいと思います。まずTeamsでご参加の委員の皆様の中で、ご発言がありましたらサインを送ってください。

それでは、鈴木克徳委員、お願いします。

○鈴木委員 一つ教えていただきたかったのが、今の説明の中で、具体的に異議申立手続についての議論というのは、いただいた資料の最後のページで、8回の委員会が予定されていると思うんですけれども、第何回で、この異議申立についての話というのがなされるのか教えていただけたらと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

○原嶋座長 では、お願いします。

○折田 異議申立手続要綱の見直しの手順については、第2回もしくは3回のあたりの早いタイミングでお話しできればと思っております。実際に、その利用者および審査役からの意見の集約というものがなされた後に改めまして、課題、論点についてご議論いただくこととなりますので、そういう意味ですと、8回以降を想定してございます。

○原嶋座長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

私は、特に異議申立手続について関心が深いので質問させていただきました。ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、ほかに、Teamsでご参加の委員の皆様の中で、ご発言がございましたらお声をいただくか、挙手をいただくか、チャットでも大丈夫ですかね、いただくか。よろしいでしょうか。

それでは、一旦会議室に戻します。会議室でご参加の委員の皆様からご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、一応今1点、鈴木委員からの日程の確認がございましたけれども、この進め方で概ね了解ということで。1点先ほど事務局からご説明がございましたけれども、多分2回目か3回目ぐらいになると思いますが、一通りのご説明があった後、その都度議論はあると思いがたけれども、少しまとまったご意見を皆様から頂戴する機会を設けたいというふうに思っておりますので、委員皆様、あるいはその所属している組織、団体、あるいはコミュニティの皆様のご意見などをぜひ集約していただいて、積極的にインプットをお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

多分3回目ぐらいになると思いますが、よろしく申し上げます。この点につきましては、傍聴者でご関心をいただける、言わば広い意味でのステークホルダーの皆様にも関係するところだと思いがたしますので、ぜひご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一旦ここで議事に従いまして、委員会の運営の部分が終わりになりましたので、換気ということで、休憩を会議室では入れさせていただきますので、しばらく。おおむね10分ですから、3時5分ぐらいを目途に再開ということで、会議室は一旦換気させていただきますので、Teamsでご参加の皆様もご休憩をお願いします。

3時05分、スタート。以上です。

午後2時53分休憩

午後3時06分開会

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

それでは、次の議題がJICAの事業に関するご説明ということでございます。事務局からご説明い

たきます。よろしく申し上げます。

○岡田 JICA企画部の岡田と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

多くの委員の皆様には基本的な内容となっておりますので、ざっとご説明させていただければと思います。

スライドをご覧くださいながらということで、まずODAとJICAといったところなんですけれども、日本は1954年にコロンボ・プランに加盟して以来、こちらに記載の目的のとおり政府開発援助、ODAとして開発途上国に資金的・技術的な協力を実施して参りました。

JICAはこのODAのうち、国際機関への資金の拠出を除く二国間援助の3つの手法、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担っています。

また、世界最大規模の二国間援助機関であるJICAは約90か所にのぼる海外拠点を窓口として、世界約150の国・地域で事業を展開しております。

次のページをお願いします。

こちらは先ほども触れましたとおり、JICAの支援スキームとなっております。

まず1番上に、ちょっと小さくて恐縮ですけれども、技術協力です。こちらは研修員の受け入れ、あるいは専門家の派遣といった人を介した協力となっております。

環境社会配慮の観点で言いますと、こちらは環境社会に対する影響が少ないカテゴリC、こちらはまた審査部から後ほどご説明させていただきますが、カテゴリCの案件が多くなっております。

また、有償資金協力です。こちらは円借款海外投資融資といったスキームがございますが、主に大規模な経済インフラを対象とした案件が多くなってございます。こちらに記載の港湾の案件、例えば道路、あるいは発電所といったような経済インフラの案件が多くなっております。そのため環境社会配慮ガイドラインの観点でも影響が大きいAやあるいはBといったカテゴリの案件が多くなっています。

また、無償資金協力です。こちらは学校、病院、井戸などといった基礎インフラの整備等々を行う案件が多くなっており、環境社会配慮の観点ですと、カテゴリB、あるいはCの案件が多くなっております。

また、右側に国際緊急援助、あるいは調査・研究、市民参加協力というスキームもございますが、こちらは割愛させていただきます。

次のスライドをお願いします。

先ほどの技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったところの2018年度のJICAの事業規模を左の円グラフで示しております。こちらの円グラフのとおり、約8割が有償資金協力、金額ベースで見るとですね、というふうになっております。

また、右のグラフにおきましては分野別の実績を構成比で表しているものでして、1番上が技術協力ですけれども、こちらは様々な分野で協力が行われているというところとなっております。

他方で、有償資金協力あるいは無償資金協力は、例えば有償資金協力ですと経済インフラ、電力、あるいは運輸といったような分野が多くを占め、また無償資金協力は、公共・公益事業といったところの割合が大きくなってきております。

次のスライドをお願いします。

最後に、支援の流れといったところでございます。JICAは実施機関として日本政府が策定する援

助政策に基づいて、効果的、効率的な支援を実施しております。左の図に記載のとおり、案件形成のための調査や各種協力の案件審査の段階で、環境社会配慮ガイドラインの対応が求められております。こちらの詳しい内容は後ほど審査部よりご説明させていただきます。

また、そういった案件の審査の後、日本政府閣議決定、採択を経て、国際約束を締結した後に、案件を実施、管理していくということになっております。

また、こういった技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれにつきまして、PDCAサイクルを活用した事業評価を行うことによって、こちらのフィードバック等々を行うことによって、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入して実施しております。

私のご説明は、以上とさせていただきます。

○原嶋座長 それでは今、ご説明ございましたけれども、今のご説明にご質問、コメントありましたら頂戴したいと思えます。まず、Teamsでご参加の皆様、もしありましたらサインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、会議室でご参加の皆様、もしご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

あと、ちょっと話がそれますけれども、木口委員からご質問がございましたが、今、頂戴しますけれども、木口委員、聞こえますか。

○木口委員 聞こえております。

○原嶋座長 チャットのほうでコメントをいただいていますけれども、もし今いただければ、ちょっとご質問いただいても結構ですけれども。

○木口委員 申しわけありません。昨日、事務局の皆様の方に、NGO提言としてNGO3団体からの意見書を送らせていただいたのですが、それを今日もしご紹介する時間があるのか、あまり直前でしたので、次回に送ってご紹介いただくか、どこで扱っていただけるかというのを確認できれば。

○原嶋座長 わかりました、はい。

それでは、今の件、改めましてその他のところでちょっともう1度いただいてよろしいですか。今ご質問の件、議題のその他の中で頂戴してよろしいでしょうか。

○木口委員 こちらは、はい。

○原嶋座長 では、一旦議事のほうに戻らせていただきます。

それでは、今、JICAの事業説明ということでいただきましたので、続きまして、環境社会配慮ガイドラインに関するご説明ということで、事務局からよろしく申し上げます。

○古賀 事務局のJICA審査部古賀より環境社会配慮ガイドラインの概要に関しまして、ご説明させていただきます。

こちらは助言委員を務めていただいております委員の方々にはもう既によくご承知の点で、繰り返しになって恐縮ですが、20分ほどで駆け足でご説明させていただければと思えます。

内容はこちらにございますとおり、ガイドラインの概要とプロセス、それから対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、最後に異議申立手続要綱の概要について触れたいと存じます

次のスライド、お願いいたします。

環境社会配慮ガイドラインの概要でございますけれども、こちらはJICAの責務と手続を示してい

るもの。同時に、協力事業の相手国に求める要件を示しているものになってございます。ここで相手国が出てくる理由としましては、JICAとしては環境社会配慮の主体は相手国政府と考えているためでございます。これらを示すことによって、ガイドラインの目的としましては、下にありますとおり相手国に適切な環境社会配慮を促す、また、JICAによる環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保すると、こちらを目的として掲げてございます。

次のスライド、お願いします。

JICAのこちら、ガイドラインでございますけれども、2010年4月に公布されてございます。その前、2008年から約2年に亘りまして、今回と同様に幅広いステークホルダーの方にご参加いただきまして、有識者委員会を設置し、33回に亘る協議を経まして、こちらのガイドラインを制定してございます。

この2010年の時の改定のポイントに簡単に触れますと、当時はJICAと旧JBICの統合がございましたので、それまで別々に分かれていた有償、無償、こういった手続を共通の一つのガイドラインでカバーすることになったということがございます。それ以外にもこちらにありますように助言委員会の設置等々の改定が行われました。

次、お願いいたします。

こちらのスライドでは、こちらのJICAのガイドラインの構成を示してございます。本文は大きく3つの章、チャプターに分かれておりまして、基本的事項、2章で環境社会配慮のプロセス、3章で環境社会配慮の手続を定めてございます。これらがJICAの責務と手続を示している部分でございます。

これに対して、相手国に求める要件を別紙の1、2に示している、このような構成になってございます。

次のスライド、お願いいたします。

次が、今お見せしました構成のチャプター1に示されておりますガイドラインの基本方針をまとめたスライドになってございます。こちらの7点が、基本方針として示されてございます。

上から参りまして、幅広い影響配慮を対象とするという点。それから、案件形成の早期の段階から案件実施段階のモニタリングまで配慮をカバーしているという点。3点目として、JICAの説明責任と透明性の確保を定めているという点。4点目にステークホルダーの参加を求める。5点目として積極的な情報公開。6点目にJICAの実施体制の強化を図るという点。最後、7点目になりますけれども、環境社会配慮の実施を確保するとともに、案件形成、実施の迅速性にも配慮するという点が述べられてございます。

次のスライド、お願いします。

続きまして、同じチャプターの1の中に、ガイドラインが対象とする協力事業が述べられてございます。こちらに示す①から⑤の事業が対象となっております。上から申し上げて、有償資金協力、それから無償資金協力、さらに外務省が行う無償資金協力の事前の調査、こちらも対象となっております。それから、開発計画調査型技術協力で、最後に技術協力プロジェクト、この5点がガイドラインの適用対象と定められております。

ただ、これ以外にも下に示しておりますような調査であるとかスキームに関しましても、この2010年に本ガイドラインが制定された後に新たに追加されましたスキーム等がございますけれども、

こちらにも運用上、ガイドラインを適用しているものがございます。

次のスライド、お願いいたします。

続きまして、ガイドラインのチャプターの2と3に定められております環境社会配慮のプロセスのご説明をさせていただきます。

大きく4点ございまして、カテゴリ分類の話と情報公開、それから助言委員会、モニタリング、以上4点についてご説明いたします。

次のスライド、お願いいたします。

まず、カテゴリ分類ですけれども、JICAのガイドラインではこちらに示すA、B、C、FIという4つのカテゴリを用いてございます。これの目的は、案件プロジェクトによって生じる環境もしくは社会の影響は様々でございますので、環境社会影響の程度に合わせて配慮もしくは手続を実施するという、案件の程度に応じて、一律の手続ではなく、それぞれの影響に応じた配慮・手続を実施するというのが目的でございます。

カテゴリA、B、Cは、Aから順に、より重大な影響が生じるものがA。B、Cとなってきましたと、影響の程度が徐々に小さくなってきてまして、カテゴリCは望ましくない影響は皆無、もしくは最小限というものがカテゴリCに分類されてございます。

カテゴリFIは、少し特殊なんですけれども、こちらはJICAから金融仲介者などへの融資で、承諾前にプロジェクトの詳細が特定できないような案件の場合には、このカテゴリFIというものになっております。

次のスライド、お願いいたします。

続きまして、カテゴリ分類の基準、こちらはガイドラインの別紙3というところに示されてございます。ここに示されているのは特に重大で望ましくない環境もしくは社会へのインパクトが生じる可能性のある事業、特性を示してございます。

大きくこちらにある3種類のパターンがございまして、まず一つ目のパターンとしましては、影響を及ぼしやすいセクターに該当する場合でございます。例としましては、こちらにあるような火力発電であるとか水力発電・ダム、道路・橋梁、空港、港湾等々、こちらが一定規模の場合に特に重大な影響を及ぼすということで、別紙3に示されてございます。

2つ目のパターンが、影響を受けやすい地域に案件が立地した場合でございます。このような地域の例としては、こちらにありますとおり国立公園であるとか、保護区であるとか、貴重な湿地、または少数民族・先住民族の居住地、こういったものが該当して参ります。

3つ目のパターンですけれども、影響を及ぼしやすい特性というものを案件がもつ場合でございます。こちらの例としては、大規模な非自発的住民移転、また、大規模な埋立・造成ですとか森林伐採、こういったものが該当して参ります。

次のスライド、お願いします。

カテゴリ分類の続きなんですけれども、実際にカテゴリを振ったうえで、それぞれのカテゴリに応じて、その後の手続を差別化しているというのがこちらの説明になります。

例えば、カテゴリAとBを比較しますと、大きな違いはカテゴリAは重大で望ましくない大きなインパクトが生じる案件ですので、より丁寧な配慮、また手続を定めているというもので、例えばカテゴリAの場合は助言委員会というものが、基本的にはカテゴリAの案件を対象に行われておりま

す。

これに対して、カテゴリBになりますと、EIA、環境アセスメント報告書等のこれらの文書も必要に応じ作成というところになって参ります。これがカテゴリに応じて環境社会配慮の手續、プロセスが異なってくるということでございます。

次のスライド、お願いいたします。

次が情報公開のところでございます。ガイドラインでいいますと、2.1に述べられているものがございます。こちらのスライドですと、左側にJICAの業務フローで、その横に公開情報というものが併せて記載してございます。JICAの業務フローとしましては、まず相手国からプロジェクトの要請をいただきまして、カテゴリ分類を行い、各カテゴリに応じた案件の検討、フィージビリティスタディを行って、審査を踏まえて理事会、日本政府への報告、そして合意文書の締結、そして案件の実施に入るという大きなフローがございますけれども、それぞれの段階に必要な情報を適宜公開していくというのがガイドラインの手續となっております。

右側の(2)にございます情報公開の一つをご紹介しますと、環境レビュー前の情報公開のカテゴリA案件の場合、こちらはガイドライン改定の論点にも関わってきますのでご紹介しますと、カテゴリAの場合は、環境レビュー前にこちらの①、②、③というような文書を公開することが定められてございます。特に、②の環境アセスメント報告書、こちらはカテゴリAの場合、合意文書締結の120日以前に公開することが必要と、それがこちらガイドラインに規定されてございます。こちらが情報公開のご説明でございます。

次のスライド、お願いいたします。

続きまして、助言委員会のご説明でございます。こちらはガイドラインの2.7に規定されてございます。こちらの環境社会配慮助言委員会は外部の専門家から成る委員会を常設しているものでございまして、公募で選定された委員、現在24名の方に委員になっていただいております。

助言の対象は主にカテゴリAの案件となっております。こちらにありますようなスコーピングであるとか、調査の報告書の案ができた段階で助言をいただいております。こちら、助言委員会の議論は全て公開で、JICAホームページに公開してございます。

次のスライド、お願いいたします。

環境社会配慮のプロセス、手續の最後のポイントになりますけれども、モニタリングおよびモニタリング結果の確認のところでございます。こちらはガイドラインの3.2.2というところに定められてございます。案件プロジェクトが実際に実施の段階に入ったところでのJICAの手續になります。

こちら、一定期間、重要な環境影響項目に関しては相手国等が行うモニタリング結果をJICAが確認するとなっております。また、(3)もし第三者から案件実施の中で重大な問題が生じていると、このような指摘があった場合には相手国等にJICAは伝達し、適切な対応を促すということが規定されてございます。また、(5)ですけれども、合意文書に基づき、相手国の対応が不適當な場合については、貸付実行の停止等のJICA側の措置を検討するということが定められてございます。こちらがモニタリングのご紹介です。

次のスライド、お願いいたします。

最後に、ガイドラインの別紙1というところで、今までご説明したのはJICA側の責務と手續のお話だったんですけれども、相手国に今度こういった要件が求められるのかというところをご説

明したいと思います。別紙1にそれらがまとめられておりまして、大きく1から8のポイントがございますので、順にご説明させていただきます。

次のスライド、お願いいたします。

まず、基本的事項なんですけれども、こちらはここに記載させていただいているとおりなんですが、例えば(1)のようにプロジェクトがもたらす影響を回避・最小化するような代替案や緩和策を検討というところが別紙1で規定されております。

それから、2ポツの検討する影響のスコップというところでございますけれども、大きく(1)と(2)というふうにグルーピングしておりますが、ガイドラインは非常に幅広い環境社会影響の項目をカバーしてございますが、大きく分けるとこのような人間の健康と安全への影響、また、自然環境への影響、もう一つが社会配慮ということで、環境社会両方をカバーしているものになってございます。

次のスライド、お願いいたします。

続きまして、3つ目のポイントが、法令、基準等との整合という点でございます。相手国に求められる要件といたしまして、現地の環境社会配慮に関する法令、基準を遵守するという点。また、(2)、こちらはこれに関連する論点も後ほど出て参りますけれども、原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならないという規定がございます。

これは相手国に求める要件でございますけれども、別途ガイドラインの本文のほうにはJICAのほうの責務といたしまして、JICAは相手国の定めた法令、基準を遵守しているかを確認するとともに、国内法だけではなく、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。こちらでも定められております。

続きまして、4ポツの社会的合意というポイントでございます。

こちらでもプロジェクトが計画されている国・地域において社会的に適切な方法で合意が取られるように十分調整が図られていなければならないということが規定されてございます。

その際には、こちらに例示されておりますような社会的な弱者に該当するような方々については、特に留意して適切な配慮をするということが定められてございます。

次のスライド、お願いいたします。

続きまして、5番目のポイントとしまして、生態系・生物相でございます。こちらでもプロジェクトは重要な自然生息地、または重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴うものではあってはならないということで、こちらでも別途、第2回以降議論させていただきます改定に対しての論点の中には、この重要な自然生息地の扱いについて出てくる予定をされているところでございます。

6ポツのモニタリングですね。こちらは相手国の要件でございますけれども、モニタリング結果を現地のステークホルダーに公表するよう努めなければならないということが定められてございます。

最後、次のスライド、お願いいたします。

相手国に求める要件の最後、7ポツが非自発的住民移転でございます。事業の実施に伴っての用地取得、それに伴って非自発的に住民移転を余儀なくされるというような場合については、例えばこちらに挙げております中で、(2)補償ですけれども、可能な限り再取得価格に基づきお支払い

するというのが決められてございます。また、(3) 補償をお支払いするだけでなく、以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または可能な限り回復を目指すということが規定されております。(4) 苦情処理メカニズムの整備ということが規定されてございます。

最後、8ポツ、先住民族でございます。こちらについても現行のガイドラインでは、(2) のところ、先住民族との事前の合意の取りつけですけれども、十分な情報が提供されたうえでの自由な事前の協議を通じて、合意が得られるように努めるところ。これも第2回以降、改定の論点のところでも議論させていただきますが、世銀等はここの十分な情報が提供されたうえでの自由な事前の協議ではなくて、ここが合意が義務となってきておりますので、そこが一つ論点となっておりますのでございます。

以上が、駆け足でございましたけれども、JICAの環境社会配慮ガイドラインのご説明でございます。

今日はガイドラインの概要のご説明ということでさせていただきます。第2回以降の諮問委員会では、このガイドラインの改定に向けてこれまでのレビュー調査および助言委員会と開催させていただいた包括的検討の議論の振り返りに入っていきたいと思っております。そちら、資料等、別途ご案内させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

審査部からの説明は以上でございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

○古賀 すみません、最後に異議申立手続要綱についてもご説明ございますので。

○原嶋座長 続き、お願いします。

○比嘉 異議申立事務局の比嘉と申します。よろしくお願いいたします。

ちょっと最後の点だけなんですけれども、異議申立手続について簡単にご説明させていただきます。

これは今、事務局のほうから説明がありましたガイドラインが守られていないという場合、あるいはその懸念がある場合に現地の方々がJICAに対して異議を申し立てることができるという制度があります。この制度につきましては、ガイドラインそのものの中で定められておまして、JICAはガイドライン遵守を確保する一環として、事業担当部局から独立した組織によりガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行うと定めてあります。

この事業担当部局から独立した組織というものが、その下にあります異議申立審査役になります。異議申立審査役は、JICAの環境社会配慮に関する業務と利害関係のない外部有識者2名ないし3名を任命するというようになっておまして、どのように任命するかといいますと、外部有識者から成る選考委員会の意見を踏まえ、JICAの理事長が任命するという形になっております。

現在は、京都大学の松下名誉教授、神戸大学の金子教授、長崎大学の早瀬名誉教授の3名に審査役をお務めいただいております。審査役の任務は二つありまして、一つは異議申立が起きた際に、JICAによるガイドラインの遵守、不遵守を調査していただき、その結果を理事長に報告する。もう一つの任務としましては、ガイドラインの不遵守による紛争の迅速な解決のため、双方の合意の下に当事者間の対話を促進するというものとなっております。

この異議申立をどのような方が行うことができるのかということで、手続要綱の中ではその要件としまして、ガイドライン不遵守により被害を受けた、またはその恐れがある2名以上の住民と

定めております。

これからその異議申立手続要綱についても見直しを行っていくわけですが、この手続要綱の中では、その見直しにつきまして、同要綱の見直しは原則としてガイドラインの見直しに合わせて実施する。その際には、それまでに蓄積された利用者および審査役からの意見・評価に基づく検討を行うというふうに定めております。

とりあえず以上となります。ありがとうございました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今、現在のJICAの環境社会配慮のガイドラインの概要についてご説明いただきました。これについてご質問等ございましたら、お受けします。

まず、Teamsでご参加の委員の皆様、とりわけ現在までご発言が頂戴できてないのは黒木委員、近藤委員、杉田委員、田辺委員、三宅委員、持田委員、山谷委員ですか、もしその他委員の方も含めて、Teamsでご参加の皆様、ご質問等ございましたら、サインを送ってください。

それでは、山谷委員、お願いします。

○山谷委員 1点質問があるんですが、政策評価の法律では、事前評価に関して、ODAですけれども、一般のプロジェクトは10億円以上で、有償資金に関しては150億円以上が事前評価が義務づけられているんですね。この事前評価の中にこの環境配慮のプロセスというのは関わってくるのかどうかという、こういう質問でございます。お願いいたします。

○原嶋座長 原嶋です。山谷委員、質問の趣旨について確認をさせていただきたいと思います。今、政策評価のスキームについてお話しになりましたけれども、その点、皆様、全体としてはまだ知識が共有されていませんので、お教えいただきたいと思います。

○山谷委員 はい、了解しました。2001年にできた「行政機関の行う政策の評価に関する法律」の中では、特にODAと研究開発と公共事業に関しては事前評価が義務づけられているんですね。これはJICAの方々、皆さんご存じだと思います。

その事前評価のODAの場合は一般のプロジェクトは10億円以上、それから有償資金協力に関しては、150億円以上の事業に関しては必ず事前評価をしなければいけないと、決まっているわけです。

このスキームに、法律の決まりの中に環境社会配慮ガイドラインが入ってくるかどうか、これをちょっと伺いたいと思って質問いたしました。

以上です。

○原嶋座長 それでは、事務局からレスポンスいただきますので、ちょっとお待ちください。

○小島 環境社会配慮監理課の小島でございます。

事前評価に当たっては私たちでも評価表を作っていて、その中にカテゴリ分類とその根拠については記載をされていますので、環境社会配慮ガイドラインの一部は取り込んでいるというふうに言えると考えます。

以上です。

○原嶋座長 山谷委員、いかがですか。

○山谷委員 よくわかりました。了解しました。ありがとうございます。

○原嶋座長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。いろいろお聞きしたいことはあるんですけれども、基本的に

は第2回以降にお聞きしたいと思うんですが、一つだけ、スライド26で説明していただいたモニタリングなんですけれども、これは一体いつまでこのモニタリング期間というのが続くのかについて教えていただければと思うんです。

というのは、私、世銀でプロジェクトをやっているときも、事業の実施期間というものの最後まではインスペクションという形でモニタリングはやっていましたが、事業の実施期間が終了した後をどうするかというのはなかなか世銀においても厄介な状況でありました。

一方で、リセトルメント・アクションプランとかその他のもの、事業が実際に工事期間が終了して、事業が稼働し始めてから初めて対応しなければいけないようなものというのもあるとあって、このプロジェクトの期間終了後のモニタリングというのが行われているのかどうか、どの程度に行われているのかについて、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○小島 改めまして、またJICA審査部の環境社会配慮監理課の小島です。

モニタリングにつきましては、カテゴリAに分類されたものについては、半年に1度、途上国政府からモニタリングレポートが提出されるということになっております。供用前後、事業が建設が進んで供用された後もしばらくの期間、取りつけていると記憶しています。いずれにしてもモニタリングのところについて議論する際には、実際の規定がどうなっているかきちんと説明したいと思えます。

ありがとうございます。

○原嶋座長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい、現時点としてはこれで結構です。ありがとうございます。

○原嶋座長 黒木委員、お願いします。

○黒木委員 私のほうは、普段業務においてこのガイドラインを使ってやっているところもあるとあって、今日の説明については特段コメント等はございません。

以上です。

○原嶋座長 それでは、ほかにTeamsでご参加の委員の皆様、ご発言がございましたらサインをいただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、会議室のほうでご参加の委員の皆様、ご質問等ございましたら、ご発言をいただきたいと思えますけれども、よろしくお願いします。

○杉本委員 環境省の杉本でございます。ご説明、ありがとうございます。私のほうでいくつか実際の運用の状況をお話、伺いたいのので、今日に限らず……

いくつか全体像というか、ボリューム感を少し知りたいところもありまして、教えていただければと思うんですけれども、カテゴリ分類、A、B、C、FIというところであったと思うんですけれども、この10年間で件数というのがどれくらいあったのかというのを、もし次回以降お話しいただければというふうに思っています。どれくらいA案件、重要案件があるのかどうかというところが1点。

恐らく環境と社会と両方見て、A、B、C、FIをつけていると思えますので、もし中でも環境案件でAになっているのか、そうでないのかという内訳がもしあるようであれば、そこも教えていただけるとありがたいなというふうに思っています。

その関連で申しますと、環境面でいうと環境面ではAでない案件。でも、今お話を伺ったところでは、EIAアセス120日ルールというのは、JICAさんのA案件になれば適用されるというところで、

ここはルールとしては環境面ではB案件であったとしても、120日の事前の公示、これが行われているという理解でいかどうかというところを一つお伺いできればと思います。

3点目としては、社会配慮のスキームのところでお話いただいたのは、幅広く社会配慮されているというのがスライドのところではあったと思うんですけども、3ポツの対象プロジェクトに求められるというところで幅広く書いてあるんですが、実際のところの、スライド27のところでは、非自発的な住民移転と先住民族のところ、いわゆるセーフガードではこの辺を重視してやられているという理解でいるんですけども、それ以外の社会配慮をこれまで評価をしている事例が実際あるのか、それでAないしはBという判断をしているものがあるのかどうか。もしそういうものが個別の案件でもう既にそういう話があるのであれば、そういうものを教えていただければなというふうに思いました。

最後、4点目ですが、この中では基準等というふうな話でまとめられていたと思うんですけども、25ページのところの法令基準等との整合というところで、真ん中のところで、ほかの国際機関や日本と先進国が定めた基準等をベンチマークとして参照するという事なんですけども、本文のほうはグッドプラクティスも含めてここで参照するという事になっていると思うんですけども、基準以外にもそういうグッドプラクティスを使われている事例がもしあるのかどうか、そこは可能な範囲で結構かとは思いますが、もしそういう情報があると今後、今のトレンドの中でどういうふうに深めていく必要があるのかどうか、JICAさんの中でそういう、既に知見があるかどうかという観点で教えていただければなと思います。

私のほうからは以上です。

○加藤 JICA審査部環境社会配慮審査課の加藤と申します。

今、4点いただきましたご質問、簡単にお答え申し上げたいと思いますが、1点目のボリューム感のところは少し統計の確認をいたしますので、また次回にご説明をさせていただければと思います。

2点目ですが、環境ではカテゴリAには該当しないけれども、社会環境でカテゴリAに当たるものについてもEIAの120日前公開ルールを守っているかというところで、まさにそういった事例はございます。たとえば、鉄道等の案件で住民移転を理由にカテゴリAとなっているものについて、現地国内法上はEIAが求められず、環境許認可等も特段その面では相手国の国内法上は必要ないのですが、JICAのガイドラインに沿って相手に環境社会配慮文書を作ってもらって、公開をしているという事例もございます。

このように、カテゴリA案件についてはすべからずこの120日ルールを守っているというところがございます。

3点目の社会配慮のスキームのところでございます。スライド上は非自発的住民移転、そして先住民族という書き方で大きな括りになっておりますけれども、具体的に7ポツの(1)のように、非自発的住民移転が伴わない場合にも生計手段の喪失が起こる場合の配慮というところも行っておりますし、また、これに該当しない場合も、文化遺産への影響、また「聖なる森」など、相手のコミュニティでの一定の社会的配慮が求められるものについての配慮も行っているところでございます。ただ、それを理由にカテゴリAになったものがあるかというところはちょっと今、手元には情報はございません。

国際機関のグッドプラクティスというところが最後の点でございますけれども、基準としてリフ

アするものに合わせて、それ以外にグッドプラクティスとして国際機関等がどのようなアプローチをしているかというところは、その都度、事案に応じて情報を集めて、確認しているところでございます。

基準以外のところで、どういった考え方をするのかというところは常に個別の事案で問題になるところがございますので、各地域で他機関がどのようにやっているかというところは情報収集の努力をしているところがございます。

以上でございます。

○原嶋座長 ほかに会議室でご参加の委員の皆様、ご発言がございましたら頂戴したいと思います。

それでは、一応一通りご説明をいただいて、質問等に対応していただいて、いくつか次回以降の宿題ということで、データについては精査していただいたうえで正しいものを頂戴したいと思います。

戻りますけれども、Teamsでご参加の皆様、まだご発言のない委員の方もいらっしゃいますけれども、今までの点で何かご質問等ございましたら、遡ってでも結構ですので頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

田辺委員お願いいたします。

○田辺委員 先ほど政策評価の話がありましたが、事前評価表の公開というのは環境レビュー結果の公開を事前評価表によって行っているという理解なのですが、そういう理解でよろしいですか。

○加藤 審査部環境社会配慮審査課、加藤です。そのような理解で間違いありません。ありがとうございます。

○原嶋座長 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでご発言のない委員も含めて、皆様、ご発言がありましたら遠慮なく言っていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、一応議事次第の5番目が終了しまして、ここでまた換気時間を作るということでよろしいでしょうか。

少しの時間ということで、5分程度会議室のほうではコロナ対策の一環で換気させていただきますので、5分、休みを取らせていただきます。4時を目途に再開させていただきます。

午後3時54分休憩

午後4時01分再開

○原嶋座長 それでは、再開させていただきます。

ここまで、5番目まで終わりましたので、その他ということで、まずいくつかございますので、事務局から順次ご説明いただきます。

事務局のほうでお願いします。

○古賀 審査部の古賀でございます。

事務連絡2点ございまして、その後、NGOからいただいた書類の件、ご相談させていただきます。

まず、事務局連絡でございますけれども、1点目、本日の資料でもお配りしております委員名簿ですけれども、こちらは後日JICAウェブサイトのほうで公開させていただきますので、既に個人名それぞれご確認いただいておりますけれども、公開のほどご了承いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

2点目でございますけれども、第2回以降の開催日程と開催方法についてでございます。本日の資料でお配りしております開催日程をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、JICAのほうで仮押さえということで、9月以降の日程をご提案させていただいております。少し先になりますけれども、曜日に関しましては事前に委員の皆様方にご都合をお伺いしたうえで、火曜日もしくは水曜日でこのように仮押さえをさせていただきます。

先の日程に関しましては、もう少し原嶋座長等とご相談させていただければと思いますが、可能であれば、この場で9月、10月あたりの日程に関しては、こちらで決めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。どうしてもご都合がということがもしありましたら、お願いいたします。

○原嶋座長 今、日程の確認で、9月、10月については提案の日程で今日の段階で確定をしたいという点が1点。その後についてはまた若干の調整の余地があるかと思っておりますけれども、ご都合についてまた事務局のほうに情報をお寄せいただきたいということで、まず、9月、10月の日程、9月1日火曜日、10月6日火曜日、この日程について、もし問題があるかもしれないという方はサインを送っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

会議室の委員の皆様も、何かご発言ございましたらお願いします。

それでは、まず名簿の確認と、第2回が9月1日火曜日、第3回が10月6日火曜日ということで、こまでは確定ということで進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○原嶋座長 その後については、もしご都合があらかじめ問題があるということであれば、また両方メールをお送りしますので、情報提供で、またそこで調整をしてご提案していただくということで進めたいと思っております。よろしくをお願いします。

○古賀 ありがとうございます。

それでは、今、座長にご提案いただいた方法で日程調整をさせていただきたいと思っております。なお、開催の方法でございますけれども、今後もコロナの感染拡大状況を踏まえまして、柔軟に開催方法は検討させていただきたいと考えております。当分は今回、本日と同様にオンライン参加を推奨させていただいたうえで、会議室プラスオンラインというハイブリッドの形での開催が続くと予想されます。

また、万が一状況がより悪化した場合においては、委員の方全員、皆様オンラインでお願いするというのもあり得るかと思っております。委員の皆様におかれましては、ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、昨日、NGOの3団体、JACSES、FoE Japan、メコン・ウォッチ様から提言書を2通メールで頂戴してございます。こちらの取り扱いにつきまして、原嶋座長、お願いいたします。

○原嶋座長 今、事務局からご案内がありましたとおり、文書を頂戴しております。この点について先ほど木口委員から発言の希望がございましたので、木口委員、よろしいでしょうか。

○木口委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋座長 まず、手短に趣旨をお願いします。

○木口委員 書面、2通ございまして。ハウリングしているんですが、皆さんミュートにしていた

だけですか。

○原嶋座長 木口委員、まず前提として、まだ事務局側に書類が届いている段階で、現在まだ配付等が行われていないんです。簡単に言いますと、今回3団体からJICAに対する提言書等をいただいておりますけれども、これについてどういう形で私どもが取り扱えばいいかということを含めて、ご希望などを教えていただきたいんですけれども。

○木口委員 はい、ありがとうございます。

昨年の11月に環境社会配慮助言委員会で包括的な議論を行っている際に、3団体から提言という形で、関心のあるテーマに関してまとめたものを既に環境社会配慮助言委員会の皆様には共有させていただいているものなのですが、今回の機会に合わせて、諮問委員会の皆様にもお送りできればと考えております。

それから、昨日発行したものなんですけれども、異議申立の手續に関してもいくつか意見がございますので、それを今後のスケジュール次第なんですけど、事前にこういう意見があるというのをを出しておいたほうがよろしいかと思ひまして、ぎりぎりになってしまったのですが、事務局のほうに送らせていただきました。

基本的に、座長のご判断になるんでしょうか。第3者からの意見ということで、委員の皆様にも共有していただければ、共有した場合は、その時々々のテーマの議論の中で関連の項目について、外部からの意見ということで議論に上げていただければと考えております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。原嶋です。

今の関係で田辺委員も参加されているようですけれども、もしご発言がありましたら、今、頂戴したいと思ひますけれども。

○田辺委員 田辺です。恐らく今後2回目以降に、先ほど各委員から意見を出すというプロセスがあったので、その一環として細かい説明をさせていただいたほうがいいのかと、今、スケジュール案等々を拝見して考えているんですが。

○原嶋座長 ありがとうございます。

あと傍聴者でご参加の波多江さん、もしご発言のご希望があれば、今、短い時間の範囲内ですけれども承ります。今の木口委員、田辺委員のお話に関連して、もしご発言のご希望があれば承りますが、いかがでしょうか。聞こえますか。

まず、お名前と所属をお願いします。

○波多江氏 FoE Japanの波多江と申します。

3団体でNGO提言書として、ガイドラインの中身、それから昨日付で出させていただいた意見書については、異議申立手續要綱の見直しについてということで提出させていただいておまして、田辺委員からもご発言ありましたけれども、2回目以降で恐らく論点の整理についてで、私たちが各ポイント、どういう見直しが必要かという意見を上げさせていただいておりますので、そこにNGOの意見を論点の中に入れていただけるのかということ議論していただければと思ひますし、それから各提言について、その各ポイントについて改定案を提言書の中に既に私たちは書いておりますので、それについても議題の3番目、包括的検討の助言を踏まえたガイドラインの改定に係る方針案の説明および議論と、それからガイドライン改定案の説明および議論というところがござい

ますけれども、ここでもぜひ取り上げていただければと考えております。

どうもありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、今、田辺委員からもご提案をいただいておりますけれども、様々な意見、これから頂戴することは当然のことでございますので、先ほど事務局から日程についてご説明がありましたけれども、多分3回目くらいなんでしょうか、これはどなたも含めてご意見をいただく機会をぜひ設けたいというふうに思っております。今、3団体のご提案についても木口委員、田辺委員からということで、その段階でまたインプットをしていただくということでもよろしいでしょうか。田辺委員、木口委員、いかがでしょうか。

○田辺委員 はい、大丈夫です。

○木口委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 いろいろ資料の整理等もあって、まだちょっと今のところ私も拝見してはいないんですけれども、昨日届いたようですけれども、これからいろいろ整理がありますので、その段階でまたそこに加えて、さらに木口委員、田辺委員から補足でコメント等を頂戴するということで対応したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか、木口委員、田辺委員。

○木口委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 では、そういうことで、ちょっと今の段階で配付というのは間に合わなかったんですけれども、その段階での配付の準備を事務局のほうにまたお願いしたいと思います。多分、委員からもご説明があると思っておりますので、お願いします。

あと、その他ございますでしょうか。

ここまで、今、名簿の取り扱いの件、公表の件、日程調整の件とお話がありましたけれども、それ以外も含めて、ここまでで、あるいは今後のことも含めて確認しておくことがありましたら、遠慮なくご発言をいただきたいと思っておりますけれども、まずTeamsでご参加の委員の皆様、これまでの説明、審議内容、さらに今後のことも含めて確認したいことがありましたら、遠慮なく今の段階でお話しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○織田委員 織田ですけれども、いいですか、一つ確認なんです。

今、NGOのほうからの提言がありましたが、第2回以降にもしその委員、またはいろいろな関係者から意見を出す場合は、事務局に何日ぐらい前に出せばよろしいのでしょうか。もし決まりがありましたら伺っておいたほうが良いと思っております、お尋ねいたします。

○原嶋座長 原嶋です。ちょっとそこも含めてまた事務局のほうから情報提供してもらいます。私のほうからお願いは、その文書を作成した方の氏名等ははっきりさせておいていただきたいと思っておりますけれども、日程的なことについてはまた事務局からご案内しますので、対応をお願いします。

○織田委員 わかりました。ありがとうございました。

○原嶋座長 ほかにございますでしょうか。

逆に、むしろ積極的にご意見をまとめて、いい意味で効率的にも議論を進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ほか、ございますでしょうか。これまでご発言いただけていないのは、近藤委員、杉田委員、三宅委員、持田委員、Teamsでご参加の中では今のお名前の委員、ご発言がございませんけれども、よろしいでしょうか。

持田委員、ご発言をお願いします。

○持田委員 発言がないということだったので手を挙げたんですけども、全てクリアです。ありがとうございます。特にコメントございません。

○原嶋座長 あと会議室でご参加の皆様、もしありましたらどうぞ。

三宅委員、聞こえますか。

○三宅委員 はい、三宅でございます。今日、説明がとてもクリアでございました。特に今日は意見がありませんので、よろしくをお願いします。

○原嶋座長 会議室でご参加の皆様、よろしいでしょうか。

○折田 原嶋座長、どうもありがとうございました。委員の皆様方も、どうもありがとうございました。

最後になりましたけれども、審査部の部長、大竹のほうより一言申し上げたいと思います。

○大竹 審査部で部長をしております大竹と申します。本日は、お忙しい中、また非常に長時間、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

今日は第1回目ということで、運営の方法と議題案とガイドラインに関する基礎的な説明、我々の業務の基礎的な説明ということをしていただきましたけれども、第2回9月1日、第3回10月6日では、実際に私どもで行って参りました環境社会配慮ガイドラインのレビューの調査の結果、あとは包括的検討のプロセスを通じて絞り込まれた論点の説明を私ども事務局のほうからさせていただく予定でございます。

また、それに基づきまして論点整理および個別論点の議論を中心に行いたいと考えておりますので、本日、非常に短い時間で我々の業務、また、ガイドラインの内容についてご説明させていただきましたので、また次回以降の議論の中で、不明点等ございましたら、ご遠慮なくご質問していただければというふうに思います。皆さんよく理解されたうえで、議論させていただければというふうに思っております。

今、事務局のほうからもお話がありましたけれども、コロナ禍の影響で非常に、どうなるのかというのは今、流動的な状況でございまして、来月以降、感染状況に応じまして会議の開催の方法について、オンラインを使っていくということになると思いますけれども、引き続き柔軟に対応させていただきたいと思います。あまり無理をしないような形で、させていただければと思います。できるだけオンラインで行う会議もスムーズにいくように、毎回改善しながら運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、現在、JICAのほうでは日々のオペレーションで助言委員の皆様をサポートを得ながら、ガイドラインを遵守して質を保ちながら相手国のニーズに合ったタイムリーな支援ということをしております。現在、コロナ禍におきましても、ガイドラインに基づく配慮プロセスを省略することなく、どのように3密を避けながら、ステークホルダー協議などの環境社会配慮の質を確保するか苦心しながら業務をやっている最中でございます。

国際的な課題の解決に向けて迅速、柔軟に対応しながら、国際社会の動向も十分に踏まえて、質

の高い環境社会配慮を実践することができるように、皆様の知見をいただきながら、これから1年間、ガイドライン並びに異議申立手続要綱の改定を行っていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○原嶋座長 杉田委員から手が挙がっていますか。杉田委員。

○杉田委員 杉田でございます。すみません、最後に、内容についてはクリアに理解できましたので問題ないんですが、そちらの会場のほうでお使いになられているマイクで原嶋座長から発せられたお言葉が聞き取りにくかったので、いくつかマイクをお使いになられているとすれば、JICAさんのご説明をされたときのマイクがより聞きやすかったかなということで、もし技術的な改善がなされるのであれば、次回以降、ご配慮いただければということでございます。

○原嶋座長 それは多分、私の声の問題だと思いますので、申しわけありません。

○折田 事務局のほうでも、ちょっと試行錯誤を重ねたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋座長 お聞き苦しい声で申しわけありませんでした。

あと、よろしいでしょうか。もう1度確認いたしますけれども、Teamsでご参加の皆様、一応概ね予定した議事は終わりになりまして、1点だけ要領の改定については、また後日ご提案いただくということと、いくつかの宿題についてはまた次回以降対応していただくということですが、今確認したい点がありましたら、もう1度お願いします。Teamsでご参加の委員の皆様、ご発言ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、会議室でご参加の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、大変長時間で、拙いもので大変恐縮ですが、本日の第1回の諮問委員会はここで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時22分閉会